

## みやざき雇用良質化推進事業補助金 募集要領

令和2年8月25日  
産業政策課

### 1 目的

地域に根ざした良質で安定的な正社員雇用の創出を図るため、宮崎県内の産業5分野（フードビジネス（農業を含む。）、輸送機器、医療機器、情報通信、及び観光）において良質な労働条件により新たに正社員を雇用する企業等（個人を除く。）の雇用創出等の取組を募集し、その費用の一部を補助する。

### 2 内容等

#### (1) 事業実施期間

交付決定日から令和3年3月31日までの期間

#### (2) 事業予算額

23,000 千円

※ 申請企業数によっては、補助金申請額に対して、補助金交付決定額が減額となることがあります。

#### (3) 補助対象経費

##### ① 人材確保・雇用良質化に要する経費

##### ア 採用活動に要する経費

求人広告（サイト）掲載料、合同説明会等出展料、採用活動に要する旅費 等 ※ **職業紹介手数料等は対象外とする。**

##### イ 雇用環境改善に要する経費

労働条件改善（給与水準、就業規則の見直し等）や働き方改革に係る専門家招へい（謝金、旅費等） 等

##### ウ その他知事が必要と認める経費

<補助率・上限額>

- ・ 補助率は3分の2以内
- ・ 補助上限額は、1社当たり1,100,000円とする。

##### ② 良質な労働条件での雇用に要する経費

良質な労働条件により新たに正社員を雇用した者の人件費（給料、諸手当、社会保険料。賞与は除く。）及び人材育成経費（セミナー出席に係る受講料、旅費等）

<補助率・上限額>

- ・ 補助率は3分の2以内
- ・ 補助上限額は、1社当たり1,200,000円とする。

#### (4) 補助要件

次の①～⑯までの全てに該当する事業者であること。

- ① 次のアからウまでの要件を1項目以上満たす「良質な労働条件」で、新たに正社員を1名以上雇用(正社員への転換を含む)すること。

ア 補助対象期間において、実際に労働する時間が月平均 160 時間以下であること。

イ 補助対象期間において、実際に出勤する日数が月平均 19 日以下であること。

ウ 補助対象期間における所定内給与額が月平均 221,800 円以上であること。

#### ※ 所定内給与額

超過労働給与額を除く労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額(所得税、社会保険料などを控除する前の額)とする。

なお、超過労働給与額は、次の A から E までのいずれかに該当する給与の額とする。

A 時間外勤務手当(所定労働日における所定労働時間外労働に対して支給される給与)

B 深夜勤務手当(深夜の勤務に対して支給される給与)

C 休日出勤手当(所定休日の勤務に対して支給される給与)

D 宿日直手当(本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与)

E 交替手当(臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交替勤務給など、労働時間の位置により支給される給与)

- ② 日本標準産業分類による下記の業種のうち、いずれかに該当するものであること。

ア フードビジネス分野

農業(標準産業分類番号01)食料品製造業(同09)、飲料・たばこ・飼料製造業(同10)、生産用機械器具製造業(同26)

イ 医療機器分野

業務用機械器具製造業(標準産業分類番号27)、プラスチック製品製造業(同18)、ゴム製品製造業(同19)、非鉄金属製造業(同23)、金属製品製造業(同24)

ウ 輸送機器分野

輸送用機械器具製造業(標準産業分類番号31)、プラスチック製品製造業(同18)、ゴム製品製造業(同19)、非鉄金属製造業(同23)、金属製品製造業(同24)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(同28)、電気機械器具製造業(同29)、木材・木製品製造業(同12)

エ 情報通信分野

情報サービス業（標準産業分類番号39）、インターネット附随サービス業（同40）、情報通信機械器具製造業（同30）

オ 観光分野

宿泊業（標準産業分類番号75）、道路旅客運送業（同43）、運輸に附帯するサービス業（同48※その他の運輸に附帯するサービス業に限る）、物品賃貸業（同70※自動車賃貸業に限る）、その他の生活関連サービス業（同※79旅行業に限る）、娯楽業（同80※スポーツ施設提供業、公園・遊園地に限る）

- ③ 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- ④ 民間企業等（事業者が共同して事業を取り組むために設立した事業協同組合等を含む。）であって、補助事業を的確に遂行するに足りる能力（現金出納簿等の会計関係帳簿類や労働者名簿、賃金台帳等の労働関係帳簿が整備されていること）を有するものであること。
- ⑤ 補助金支給のための審査・検査に協力すること。
  - ア 審査等に必要な書類等を整備・保管していること。
  - イ 審査等に必要な就業規程、給与規程、謝金・報酬規程、旅費規程の諸規程や労働条件通知書等が整備・運用されていること。
  - ウ 審査等に必要な書類等の提出を、県等から求められた場合に応じること。
  - エ 県等の実地調査を受け入れること。
- ⑥ 不正な行為により、本来支給を受けることのできない助成金等（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4章の雇用安定事業等に係る各種給付金をいう。）の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置がとられている事業主でないこと。
- ⑦ 申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主（申請日の翌日から起算して2か月以内に納付を行った事業主を除く。）でないこと。
- ⑧ 令和2年4月から申請日の前日までの間に、労働関係法令の重大かつ悪質な違反があった事業主でないこと。
- ⑨ 令和2年4月から申請日の前日までの間に、事業主からの働きかけによる解雇（重責解雇を除く。）を行っていないこと。
- ⑩ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- ⑪ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行っていない事業主であること。
- ⑫ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第

2項の規定に該当する者でないこと。

- ⑬ 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）の滞納がないこと。
- ⑭ 宮崎県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- ⑮ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）。
- ⑯ 本社又は事業所（工場）が宮崎県内に所在すること。

#### （4） その他の要件

次のすべてに該当すること。

- ① 良質な労働条件による新たな正社員の雇用に向けた実現可能性の高い戦略・計画があること。
- ② 良質な労働条件による新たな正社員の雇用については、公共職業安定所に求人の申し込みを行うなど、公開により募集するものとする（新規学卒者、既卒者、中途採用者の別は問わない。）。
- ③ 補助事業者は、労働基準法等の労働関係法令を遵守するとともに、雇用する者について、法令の定めるところにより、社会保険（雇用保険、労災保険）等に参加させ、保険料を支払うこと。

### 3 意向調査票提出期間及び方法

申請書類の受理に先立ち、事業内容の事前確認を行うため、補助申請を予定している事業者は、**令和2年12月11日（金）午後5時まで**に「みやざき雇用良質化推進事業補助金申請意向調査票」に添付書類を添えて、ファックス又は電子メールにて宮崎県産業政策課に御提出ください。

### 4 補助金についての留意事項

- ・ 補助対象事業者の決定については、良質な雇用条件に係る3つの要件の充足見込みや良質な雇用条件の下での新規雇用予定者数等を確保するための企業の取組内容を重視すること。
- ・ 選定された事業の内容・規模等については、双方で確認の上、変更を命じる場合があること。
- ・ 補助金交付申請については、別途手続きを行うこと。
- ・ 補助金の支払いについては、精算払いであること。
- ・ 事業完了の日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、活動内容、成果等を記載した事業実績報告書を提出すること。

## 7 問合せ先

宮崎県 総合政策部 産業政策課

所在地 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（県庁本館3階東側）

電話 0985-26-7052（直通）

FAX 0985-26-0047

E-mail [sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp](mailto:sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp)